

9 その他 ～ 公害苦情の状況

1 公害苦情の処理体制

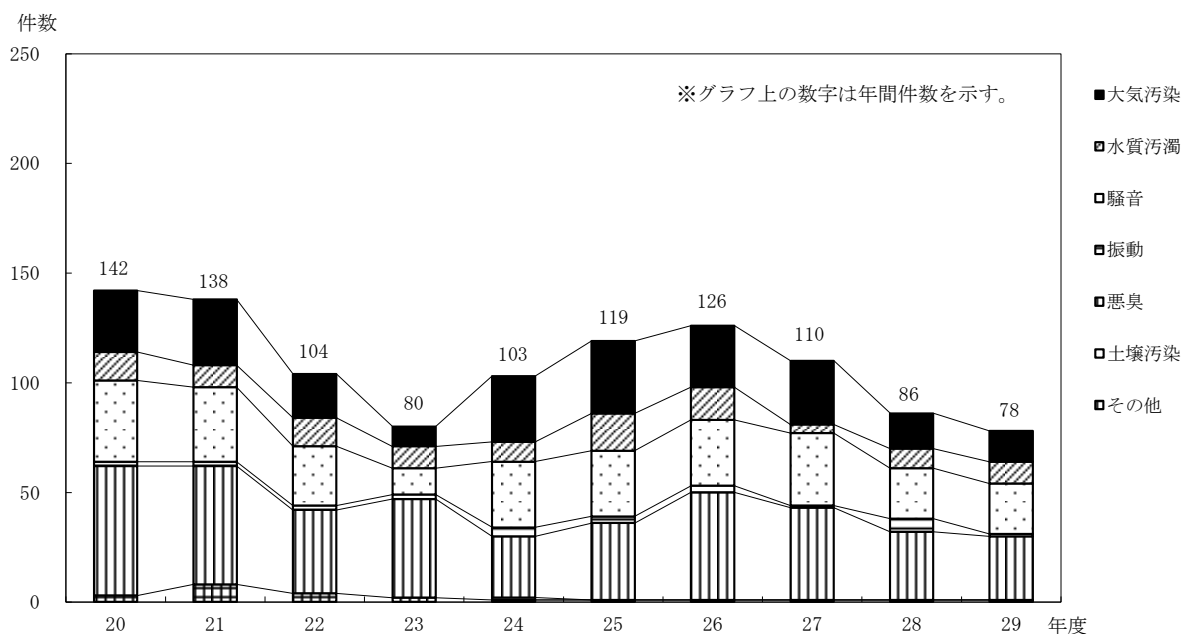
本市では、公害紛争処理法（昭和 45 年法律第 108 号）第 49 条第 1 項に基づき、「いわき市公害苦情相談員設置要綱」（昭和 52 年制定）により環境監視センター、環境企画課及び各支所に公害苦情相談員を配置し、市民からの公害苦情に関する相談に対し助言、調査及び指導を行っています。

2 処理期間 ： 平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月

3 公害苦情の概況

(1) 苦情件数

平成 29 年度の公害苦情の申立件数は 78 件で、前年度（86 件）に比べて、8 件減少しました。



図－1 過去 10 年間の種類別苦情件数

(2) 公害種類別の内訳

平成 29 年度の公害種類別の内訳及び過去 10 年間の種類別苦情件数の推移は、図－1 のとおりです。

件数が多い順に悪臭 29 件（約 37％）、騒音 23 件（約 30％）、大気汚染 14 件（約 18％）、水質汚濁 10 件（約 13％）、振動 1 件（約 1％）、その他 1 件（約 1％）となりました。

なお、平成 28 年度の全国集計結果（公害等調整委員会の報告）によれば、公害苦情は約 7 万件が報告されており、うち典型 7 公害が約 4 万 9 千件（約 70％）を占め、その内訳は騒音 33％、大気汚染 30％、悪臭 20％、水質汚濁 13％、振動 4％、土壌汚染等 0.3％となっています。